

令和5年第12回福岡市早良区選挙管理委員会議事録

- 1 開催年月日 令和5年7月20日(木)
- 2 開閉会時刻 開会 午前10時00分 閉会 午前10時12分
- 3 開催場所 早良区役所 2階中会議室
- 4 出席委員(○) 伊佐委員長、濱田委員長職務代理者、守田委員、下野委員
- 5 出席事務局職員(▲) 川内事務局長、吉村事務局次長、舩木選挙係長、
土師入部出張所長、赤塚書記、藤岡書記
- 6 傍聴者 なし
- 7 議題

(1) 議案

議案第67号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第68号 在外選挙人名簿に登録する者について

議案第69号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

(2) その他

- ・今後の委員会開催予定について

8 議事次第

審議事項の概要について事務局より説明し、個人情報が含まれ非公開の対象となる議案はないことについて、出席委員全員の合意により決定した。

(1) 議案

議案第67号から議案第69号について審議が行われ、出席委員の全会一致で可決した。

(2) その他

今後の委員会開催予定について説明を行った。

< 主な意見・質疑等 >

○ 議案68号と69号の違いは何か。

▲ 69号については、市民課で国外への転出届を行う段階で、登録の移転申請を行い、選挙人名簿から在外選挙人名簿へ移し替える手続きを行うもので、68号については、既に国外に転出している者が国外の在外公館にて申請を行い、在外公館へ在外選挙人名簿への登録を行うものである。

○ 申請手続きが違うということか。

▲ その通りである。登録の移転申請については、新たにできた(平成30年)制度であり、以前までは、国外に転出後3ヵ月以上滞在後在外公館を通じて、申請することにより、在外選挙人名簿に登載する方法しかなかったが、出国の際に在外選挙人名簿に登載してほしい旨の申し出があれば、国内で申請し、69号のような登録の移転という取り扱いができるようになった。